



未熟児養育医療給付のご案内



1. 未熟児養育医療給付とは

未熟児養育医療給付とは、身体の発育が未熟な状態で生まれた赤ちゃんが、指定医療機関において入院治療を受けるためにかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。(県外の指定医療機関に入院した場合も対象となります)

2. 対象

次のいずれかの症状に該当し、成田市内に住所を有する赤ちゃんで、医師が入院養育が必要と認めた児が対象です。

- 1) 出生体重が2,000g以下
- 2) 生活力が特に薄弱で、一般状態・体温・呼吸器・循環器・消化器系の異常がある、黄疸が強いなど、出生後すぐに入院治療の必要がある状態

3. 申請に必要な書類

◎窓口で記入いただくもの（事前にホームページからご用意いただいても構いません）

- 1) 養育医療給付申請書
- 2) 世帯調書（お子さまと生計を共にしている方全員を記入します）
- 3) 低体重児出生届
- 4) 子ども医療費助成金交付申請書
- 5) 申出書兼同意書
- 6) 地方税関係情報に関する同意書

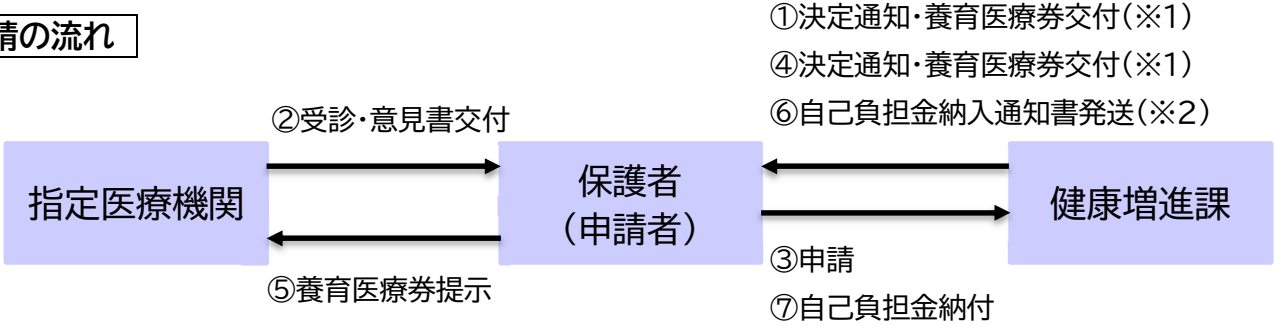
◎申請の際にお持ちいただくもの

- 7) 養育医療意見書（事前に主治医に記入してもらってください）
- 8) お子さまの健康保険の資格情報を確認できる書類・資格確認書、資格情報のお知らせ等
※お子さまの加入手続きを済ませてからお越しください
- 9) 申請者の本人確認書類・運転免許証、パスポート等
- 10) 申請者の個人番号確認書類・通知カード、マイナンバーカード、住民票等
- 11) 市町村民税額を証明する書類（お子さまと生計をともにする所得のある世帯全員の書類が必要です）
次のア・イいずれかの書類をご用意ください。

必要な書類		備 考
ア	課税証明書(非課税証明書)	4月～6月に申請の方:申請日時点から1つ前の年度 7月～3月に申請の方:申請日時点の年度
イ	保護受給証明書	生活保護を受けている世帯の方 (使用目的は「養育医療申請のため」としてください)

※課税・非課税証明について、必要となる証明書の発行自治体が成田市の場合は、地方税関係情報に関する書類に同意していただける場合は、証明書の提出を省略できます。

4. 申請の流れ



(※1) 申請から医療券の交付まで2週間ほどかかります。退院までに養育医療券が交付されない場合、病院会計窓口にて現在手続き中であることを伝え、支払いについては病院に確認してください。

(※2) 自己負担納入通知の発送は申請から2～3ヶ月後になります。

5. 自己負担額について

養育医療の入院に伴う医療費については、他の制度に優先して養育医療給付の対象となります。自己負担額は生計を同一にする世帯全員の市町村民税額(所得割)の合計により決定します。ただし、成田市子ども医療費助成制度と併用することができますので、養育医療自己負担額から子ども医療費を適用した後の金額が自己負担額となります。

医療費総額			
健康保険分(8割)	一部負担金(2割)		
	養育医療公費負担	養育医療自己負担金	
		子ども医療費助成	実際の負担額

200 円×入院日数
※同月 11 日目以降は無料

6. 制度の利用にあたって注意事項

- 出生後すみやかに提出してください。(原則1ヶ月以内)
- 医療機関で支払いが終了したあとの申請はできません。
- 未熟児の治療以外の治療や保険対象外のおむつ代・差額ベッド代等は養育医療の助成対象となりません。
- 代理人が申請書を提出する場合、委任状・代理人の本人確認書類・申請者の個人番号確認書類が必要です。
- 養育医療券を紛失した場合、再交付いたします。すみやかに再交付申請をしてください。
- 入院中に申請事項(医療機関・入院期間・保険証・住所・世帯構成・市民税額等)に変更がある場合は、変更続きが必要です。お問い合わせの上、健康増進課窓口へ申請してください。

【お問合せ先】 成田市赤坂 1-3-1 成田市健康推進部健康増進課
電話番号 0476-27-1111 FAX 番号 0476-27-1114